

議案第 1 3 1 号

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正

## 飛驒市手数料徴収条例の一部を改正する条例

飛驒市手数料徴収条例（平成16年飛驒市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表1の部中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中42の部を44の部とし、7の部から41の部までを2部ずつ繰り下げ、6の部中「その他市長の受理した書類の閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同部を8の部とし、5の部中「又は同法」を「の交付、同法」に改め、「証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同部を7の部とし、同部の前に次のように加える。

6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円	
---	---	-------------------------	--

別表4の部を5の部とし、同表3の部中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同部を4の部とし、同部の前に次のように加える。

3	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円</p>	
---	--	--------------------------------	--

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

飛騨市手数料徴収条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改 正 案			
本則・附則 略 別表 (第2条関係)				本則・附則 略 別表 (第2条関係)			
番号	手数料の種類	金額	備考	番号	手数料の種類	金額	備考
1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき証明を請求するものを除く。)	1 通につき 450円		1	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u>  _____の交付手数料(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき証明を請求するものを除く。)	1 通につき 450円	
2	略	略		2	略	略	
				3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円	

資 料

3	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項_____若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</p>	1 通につき 750円	<p>使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料</p>
4	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</p> <p style="text-align: right;">_____の交付手数料</p>	1 通につき 750円	

資 料

4	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料（条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき証明を請求するものを除く。）</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>		5	<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料（条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき証明を請求するものを除く。）</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>	
				6	<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>	

資料

5	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円	7	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1通につき 350円	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円
6	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円		8	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円	
7の部～42の部 略				9の部～44の部 略			

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市手数料徴収条例の一部を改正する条例について									
担当部	市民福祉部									
提案理由	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う改正									
制定改廃の根拠等	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。									
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>手数料の標準額については、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）に基づき、原則として3年ごとに見直しを行うこととされており、令和5年度において、関係省庁を通じて所管事務の手数料標準額の見直しが行われ、これに伴い以下の内容を規定する。</p> <p>① 本籍地以外の市区町村窓口においても戸籍（除籍）謄本の交付請求（広域交付）が可能となる改正</p> <p>② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行事務が新たに追加されることによる改正</p> <p>③ 各種届書（死亡届等）を画像情報として作成したものから証明書の交付請求が可能となる改正（別表関係）</p>									
市民影響等	<p><b>【市民等への影響】</b></p> <p>① 自身や父母等の戸籍（除籍）謄本について、本籍地以外の市区町村窓口での交付請求が可能となる。</p> <p>② 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を提出することで、各行政機関への戸籍（除籍）電子証明書の提供が可能となる。</p> <p>③ 届書等のデータ化されたものから証明書の交付が可能となるが、従前通り紙媒体での提供となるので影響はない。</p> <p><b>【影響の規模（参考数値）】</b></p> <p>令和4年度の交付件数及び手数料収入額</p> <table border="0"> <tr> <td>戸籍謄本</td> <td>3,350件</td> <td>1,507,500円</td> </tr> <tr> <td>除籍謄本</td> <td>5,484件</td> <td>4,113,000円</td> </tr> <tr> <td>届書証明</td> <td>6件</td> <td>2,100円</td> </tr> </table>	戸籍謄本	3,350件	1,507,500円	除籍謄本	5,484件	4,113,000円	届書証明	6件	2,100円
戸籍謄本	3,350件	1,507,500円								
除籍謄本	5,484件	4,113,000円								
届書証明	6件	2,100円								
施行日	令和6年3月1日									
備考										